議案第８３号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成２８年（２０１６年）５月２４日提出

宝塚市長　中　川　智　子

宝塚市は、次のとおり市道の管理の瑕疵（かし）による損害を賠償する。

１　賠償の理由

平成２７年１０月２０日午後５時頃、相手方自宅敷地内の汚水桝（ます）から汚水が溢れ出し、市がその原因について調査したところ、当該敷地に隣接する市道１３３４号線に存する街路樹の管理が不十分であったため、当該敷地及び当該敷地に接する私道内に存する相手方所有の汚水管及び汚水桝（ます）内に当該街路樹の根が侵入し、詰まらせたことにより、当該汚水管及び汚水桝（ます）の排水機能が著しく損なわれており、相手方に復旧に要する費用相当額の損害が生じた。

この損害は、市道の管理の瑕疵（かし）によるものと認められるので、これを賠償する。

２　賠償の金額

金５５７，２８０円

３　賠償の相手方

[redacted]

[redacted]

（※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。）